

第3回モニター会議開催要領（案）

1 開催日程 令和4年6月28日（火）18時30分～20時

2 開催場所 役場3階委員会室

3 議論テーマ 「議員の定数と報酬のあり方について②」

(1) テーマの設定理由

現在の議員定数は平成23年5月に、また、議員報酬は同27年に改正し、今日に至ります。この改正以降、一定年数を経過したことから、本年7月に議会として「定数と報酬のあり方」の検討を始め、次回の統一地方選挙に向けて、令和4年9月を目標に、一定の結論を出すべく分析・検討を進めているところです。

芽室町議会基本条例では、議員定数と報酬等の改正は、住民の皆さんの意見を広く聴くことを規定していることから、第2回及び3回のモニター会議のテーマに設定し、議員が直接モニターの皆さんと意見交換を図ろうとするものです。

4 会議次第及び予定時間

(1) 開会（2分）／早苗議長

(2) 趣旨説明（2分）／中村議運委員長

(3) 第1回モニター会議総括報告（3分）／中村委員長

(4) テーマの目的、現状、基礎情報の説明（10分）／正村副委員長

(5) グループワーク（60分）

(6) グループ発表（情報共有）（12分）

(7) 閉会（1分）／常通副議長

5 グループワークの進行手順

(1) 自己紹介（30秒／1人）（2分）

(2) 役割分担（進行・記録・発表）（1分）

(3) グループワーク（45分）

(4) グループワークのまとめ（12分）

6 グループ発表（情報共有）の進行手順

- (1) 司会進行／正村議運副委員長（1分）
- (2) グループごとの発表（3分／1グループ）
＜別添「グループワーク進行要領」のまとめ＞

7 グループ編成

- (1) 1グループの構成は4～9人。リーダーは議運委員（4～6人）。
- (2) グループリーダー（議運委員から選考）

グループワーク進行次第

<テーマ：「議員の定数と報酬のあり方について」>

- 1 自己紹介（30秒／1人）（2分）
- 2 役割分担（進行・記録・発表）（1分）
- 3 グループワーク（テーマ）（45分）
- 4 フリートーク（テーマ以外）及びまとめ（12分）
- 5 グループ発表（情報共有）（3分×4グループ）

グループワーク進行要領

【テーマ／議員定数と報酬のあり方について】

○ テーマの背景・経過・現状の説明(議会)

- ・ 議会内で共通認識を図った検討事項を説明する。
- ・ ①検討スケジュール ②常任委員数 ③委員会数 ④議員定数
- ・ ⑤政務活動費 ⑥費用弁償



○ フリートーク(グループワーク)

(モニターの質問を基に議員が資料に基づき説明をして意見交換)

- ・ 議会(議員)説明を踏まえて、モニターが質問・確認をする。
- ・ (例) 「定数」の根拠は? 「報酬」の根拠は? 議員の実感は?
- ・ 議会(議員)の説明・回答により、モニターと意見交換する。
- ・ 報酬・定数以外の日常活動に関する意見交換も可とする。



○ まとめ

- ・ フリートーク(グループワーク)を経て
 - 意見を大きく分類する。
 - (分類区分の例) 報酬・定数・政務活動費・費用弁償等
 - 賛否や方向性が異なる意見はそのまま整理する。

芽室町議会モニター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、芽室町職員、議員又は各種行政委員でないこと。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当たっては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。

(2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第9条 町議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。

(職務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議会の政策提案に関すること。

(4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(5) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。